

# 境港市パートナーシップ宣誓制度

## 利用の手引き



境港市

# 目 次

- 1. 制度の概要 . . . . . P.1
- 2. 宣誓することができる方 . . . . . P.1
- 3. 宣誓の流れ . . . . . P.2
- 4. 必要書類 . . . . . P.3
- 5. 交付書類 . . . . . P.4
- 6. 受領証等の再交付・返還等について . . . P.5
- 7. 宣誓書記載内容等証明書の交付 . . . . . P.6
- 8. Q & A . . . . . P.6
- 9. 相談窓口 . . . . . P.7

## 1. 制度の概要

境港市は、一人一人の人権を尊重し、多様性を認め合いながら、笑顔あふれる日本一住みたいまちを目指しています。その取り組みの一つとして、「境港市パートナーシップ宣誓制度」を実施します。

この制度は、一方または双方が性的マイノリティであるカップルが、互いを人生のパートナーとして日常生活において協力し合うことを約束した関係であることを市に宣誓し、市が「パートナーシップ宣誓書受領証」や「パートナーシップ宣誓書受領カード」を交付することで、宣誓されたことを証明するものです。

境港市が要綱により実施する独自の制度のため、財産の相続など法的効力はありませんが、この制度の導入により、性の多様性への理解を深め、性的マイノリティの方の生きづらさや不安を軽減し、誰もが自分らしく生きられる社会の実現を進めていきます。

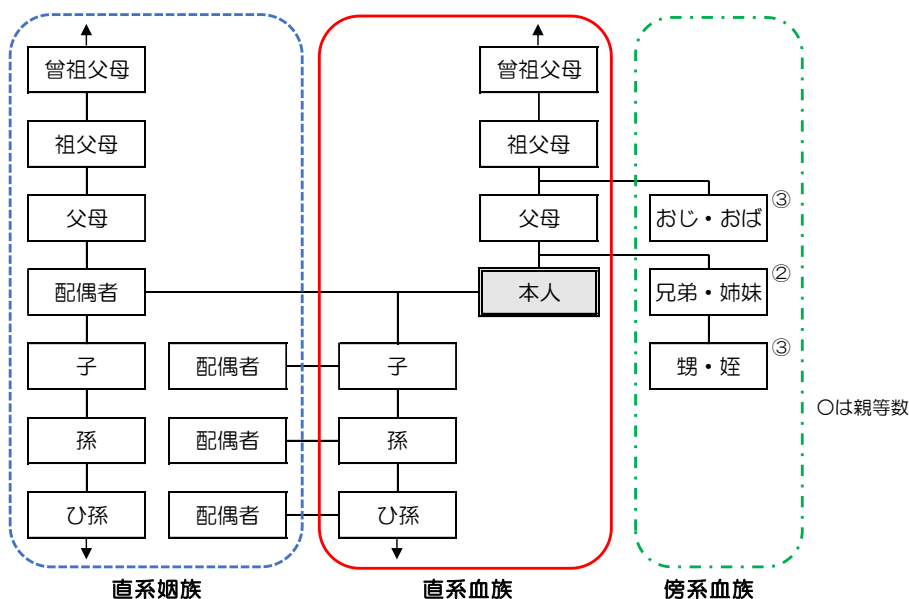
## 2. 宣誓することができる方

一方または双方が性的マイノリティであるお二人であって、次の①～⑤をすべて満たしている人

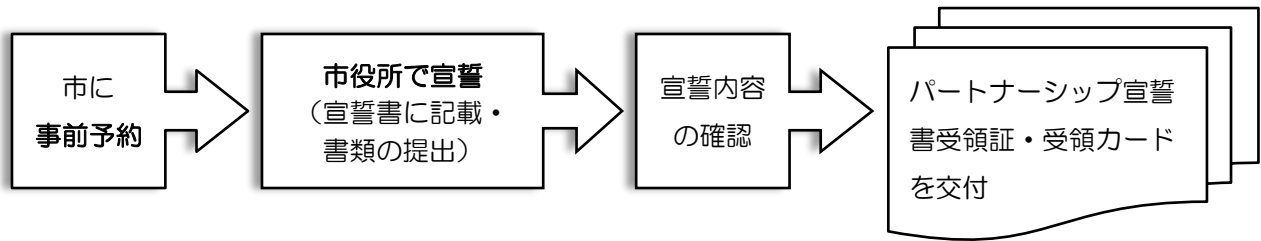
- ① お二人のうち、少なくともいずれか一方が市内に住所を有していること
- ② 民法に規定する成年に達していること
- ③ 配偶者（事実上の婚姻関係を含む）がいないこと
- ④ 宣誓をしようとする相手以外と宣誓をしていないこと
- ⑤ お二人の関係が、民法第734条から第736条までに規定する婚姻をすることができないとされている者同士でないこと（直系血族、三親等内の傍系血族または直系姻族でないこと）

※お二人が養子縁組をしている場合には、ご相談ください。

【パートナーシップの宣誓をすることができない関係の者（近親者）】



### 3. 宣誓の流れ



#### (1) 宣誓日時の事前予約

宣誓を希望する日の3日前（土・日・祝日・12月29日～1月3日を除く。）までに次のいずれかの方法で宣誓日及び時間帯を予約してください。

##### ●宣誓可能な日時

平日（年末年始を除く）の午前8時30分～午後5時15分

※当日は宣誓するお二人がお越しください。

個室で対応いたします。

##### ●予約方法

【予約先】 地域振興課 人権政策室

・電話 0859-47-1102

平日（年末年始を除く）の午前8時30分～午後5時15分

・E-mail jinken@city.sakaiminato.lg.jp

以下の内容をお伝えください。

①宣誓希望日・時間帯（第3希望まで）

〈例〉 第1希望 令和4年4月11日 午前

第2希望 令和4年4月12日 午後1～3時

②宣誓しようとするお二人の氏名

③お二人どちらかの日中の連絡先（電話番号、またはメールアドレス）

④メモリアルフォトの希望（あり・なし）（専用壁紙をご用意します。）

※カメラはご用意ください。

※予約状況等により、ご希望に沿えない場合があります。

予約は市との確認が取れた段階で成立します。

#### (2) パートナーシップの宣誓

予約した日時に、必要書類をお持ちの上、パートナーのお二人揃ってお越しください。

【宣誓場所】市が指定する場所

（原則として、境港市役所庁舎：境港市上道町3000番地）

【所要時間】1時間～1時間半程度

- 市職員の立会いの下、「パートナーシップ宣誓書」をご記入いただきます。  
自ら宣誓書に記入できないときは、宣誓をしようとする方及び市職員の立会いの下、代書することができます。  
宣誓は通称名でも行えます。
- ご提出いただいた宣誓書や必要書類により、ご本人の確認や宣誓者の要件を確認します。  
書類に不備がある場合などは、宣誓日を延期させていただくことがあります。
- 書類に不備などがなければ、当日に宣誓書の写し（1通）、宣誓書受領証（2通）、宣誓書受領カード（2通）をお二人に交付します。  
※後日郵送することも可能です。

## 4. 必要書類

宣誓の際、ご本人の確認や宣誓者の要件を確認するため、以下の書類が必要となります。

### （1）住所を確認できる書類

---

- ・住民票の写し  
または
- ・住民票記載事項証明書  
《いずれか1通》

いずれも

- ・3か月以内に発行されたもの
- ・本人または宣誓するお二人のみが記載されたもの
- ・個人番号（マイナンバー）の記載のないもの

### （2）配偶者がいないことを証明する書類

---

3か月以内に発行された以下の書類 《いずれか1通》

- ・戸籍抄本
- ・外国籍の方は本国が発給している配偶者がいないことを確認できる書類（婚姻要件具備証明書など） ※日本語訳を添付

### (3) 本人を確認できる書類

顔写真が貼付された官公署が発行した免許証、許可証、登録証明書、これらに類するもの 《いずれか一つ》

- ・マイナンバーカード（個人番号カード）
- ・パスポート
- ・運転免許証
- ・在留カード
- ・特別永住者証明書
- ・障害者手帳 など

### (4) 通称名を確認できる書類（通称名の使用を希望する場合）

通称名での宣誓を希望される方は、3か月以内に発行された日常生活において通称名を使用していることが確認できる書類を提出してください。《いずれか一つ》

- ・給与明細書
- ・社員証
- ・在学証明書
- ・診察券
- ・自宅に届いた郵便物2通  
(消印があり、住所が住民票の記載と一致し、手書きでないもの)

## 5. 交付する書類

当日に宣誓書の写し（1通）、宣誓書受領証（2通）、宣誓書受領カード（2通）をお二人に交付します。

※後日郵送することも可能です。

#### 【パートナーシップ宣誓書受領証】

様式第2号（第6条関係）

(表)

第 年 月 日

パートナーシップ宣誓書受領証

【本人】	【パートナー】
氏 名 _____	_____
生 年 月 日 _____ 年 月 日	_____ 年 月 日
住 所 _____	_____
宣誓年月日 _____ 年 月 日	

境港市パートナーシップ宣誓の取扱いに関する要綱第6条第1項の規定に基づき、パートナーシップ宣誓書を受領したことを証します。

境港市長 印

#### 【パートナーシップ宣誓書受領カード】

表面

第1号

パートナーシップ宣誓書受領カード

氏 名 境港 太郎	氏 名 人権 宣子
住 所 境港市上道町123番地4 コーボさかい56号	住 所 米子市鞆町1丁目2番3号 ハイツよなご45号
生 年 月 日 平成12年3月4日	生 年 月 日 平成13年5月6日

境港市パートナーシップ宣誓の取扱いに関する要綱の規定に基づきパートナーシップ宣誓書を受領したことを証します。

宣誓年月日 令和4年7月1日

境港市長 伊達憲太郎 印

裏面

境港市では、一人一人の人権を尊重し、多様性を認め合いながら、誰もが心豊かにいきいきと暮らせる社会を実現するため、境港市パートナーシップ宣誓制度を実施しています。

法的効力を発生させるものではありませんが、受領証等の提示を受けられた方は、制度の趣旨をご理解いただき、ご協力をお願いします。

・通称名を使用している場合の戸籍上の氏名

	本 人	パ ー ト ナ ー
戸籍上の氏名※	—	人権 辰男

※外国人にあつては、戸籍上の氏名に準ずるものを記載します。

緊急連絡先

## 6. 受領証等の再交付・変更・返還

手続きの際は、希望日時を事前にご連絡ください。

「3.(1)宣誓日時の事前予約」(2ページ)

手続きには、本人確認ができる書類が必要です。

「4.(3)本人を確認できる書類」(4ページ)

### (1) 受領証等の再交付

---

受領証、受領カード(以下「受領証等」)を紛失、毀損、汚損、氏名の変更等で再交付を希望する場合は、「パートナーシップ宣誓書受領証等再交付申請書」(様式第4号)を提出してください。

毀損、汚損の場合は、すでに発行している受領証等と引き換えとなりますので、必ずお持ちください。

再交付後、紛失した受領証等を発見した場合は、速やかに返還してください。

### (2) 宣誓事項の変更

---

住所や氏名など宣誓書に記載した事項に変更があった場合は、「パートナーシップ宣誓事項変更届」(様式第5号)を提出してください。

変更内容が確認できる書類を一緒に提出してください。

受領証等の記載事項に変更がある場合は、変更後の内容を記載した受領証等を交付しますので、既に発行している受領証等をお持ちください。

### (3) 受領証等の返還

---

次のいずれかに該当するときは、「パートナーシップ宣誓書受領証等返還届」(様式第6号)を提出し、受領証等を返還してください。

- ① パートナーシップを解消したとき
- ② お二人が市外に転出したとき
- ③ 一方が亡くなられたとき
- ④ 宣誓書の内容に虚偽があり、宣誓が無効となったとき
- ⑤ その他、宣誓の要件に該当しなくなったとき

※パートナーシップを解消する際は、パートナーのお二人揃ってお越しください。  
その場において、解消の意思確認をします。

## 7. 宣誓書記載内容等証明書の交付

宣誓書に記載した内容についての記載内容等証明書が必要な場合は、「パートナーシップ宣誓書記載内容等証明書交付申請書」（様式第7号）を提出してください。

※パートナーシップ継続中及びパートナーシップ宣誓書受領証等の返還後5年以内の場合のみ交付できます。

手続きの際は、希望日時を事前にご連絡ください。

「3.(1)宣誓日時の事前予約」（2ページ）

手続きには、本人確認ができる書類が必要です。

「4.(3)本人を確認できる書類」（4ページ）

## 8. Q & A

Q パートナーシップの宣誓は、戸籍上の性別が同性のカップルでないといけないのですか。

A 戸籍上の性別が異性のカップルであっても、性的マイノリティのカップルであることも考えられるため、対象を同性カップルに限定していません。

Q 郵便でも宣誓書を受け付けていますか。

A 郵便や代理人による宣誓は受け付けておりません。宣誓者の本人及び意思確認をさせていただきますので、宣誓手続きには、宣誓するお二人が揃って窓口にお越しください。

Q 宣誓すると戸籍や住民票の記載が変わりますか。

A 本制度は法的効力がないため、宣誓後に戸籍が変わることはありません。住民票の続柄はお申し出により、「縁故者」とすることができます。

Q 通称名を使用できますか。

A 外国籍で通称名を使用している、性別違和など、特段のご事情がある場合は、通称名を使用することができます。通称名を使用する場合、日常生活において使用していることが確認できる書類（4ページ）が必要となりますので、宣誓時に提示してください。

Q 受領証等に有効期限はありますか。

A 有効期限はありませんので、宣誓時に発行した受領証、受領カードをお持ちください。



Q 市外に転出する場合はどうなりますか。

A お二人とも市外に転出される場合は、本市のパートナーシップ宣誓制度はご利用いただくことができなくなります。その際は、「パートナーシップ宣誓書受領証等返還届」（様式第6号）を提出し、受領証、受領カードを返還してください。

Q 受領証等の交付を受けるとどんなメリットがありますか。

A 本制度は法律上の婚姻ではないため、法的な効力はなく、相続など財産上の権利や税金の控除などの権利や義務は発生しません。しかし、受領証等によりお二人の関係を証明することで、パートナーとして行政サービスや民間企業等のサービスが受けられるようになります。

Q 二人がパートナーであることを他人に知られたくないのですが、制度を利用することで周囲の人に知られるのではないかと心配です。

A 制度をご利用いただくにあたり、お手間をおかけしますが、事前にご予約いただくことで個室での手続きが可能となり、周囲を気にすることなく手続きしていただくことができます。また、お二人が宣誓をされたことは、担当課（地域振興課）以外の部署に情報が出ることはありませんので、安心してご利用ください。

## 9. 人権に関する各種相談窓口

### みんなの人権110番

0570-003-110

受付時間

平日 8:30~17:15

### 鳥取県LGBTQ電話相談

0120-65-1010

受付時間（変更になる時もあります）

第1・3水曜日 18時~20時

第2・4土曜日 15時~17時

### インターネット人権相談受付窓口

<https://www.jinken.go.jp/>

インターネット人権相談

検索

境港市パートナーシップ宣誓制度利用の手引き  
令和4年7月発行

境港市 総務部 地域振興課 人権政策室

〒684-8501 鳥取県境港市上道町3000番地

TEL 0859-47-1102 FAX 0859-44-3001 (代表)

E-mail [chiikishinkou@city.sakaiminato.lg.jp](mailto:chiikishinkou@city.sakaiminato.lg.jp)